国立科学博物館における公的研究費及び研究活動の管理責任体制

最高管理責任者 〈館長〉

研究倫理の向上に取り組み、研究活動の公正かつ健全な発展のための環境・体制を整備するとともに、不正行為の防止に努める。

統括管理責任者 〈理事〉

最高管理責任者を補佐して研究活動及び研究資金等の運営・管理 に関し、科学博物館全体を統括する。

コンプライアンス推進責任者

<経営管理部長>

不正防止対策の実施・状況確認を行うとともに、コンプライアンス教育の 実施、受講状況の管理監督および公的研究費の使用・管理のモニタリング等を行う。

研究倫理教育責任者 <研究調整役>

研究倫理教育について実質的な責任と権限を持ち、研究倫理に関する教育を行う。

<監事>

連携

研究活動上の不正行為に関する告発等の受付窓口 /事務処理相談窓口/不正防止計画推進部署 <経営管理部研究推進・管理課>

- ・不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、科学博物館全体の観点から確認し意見を述べる。
- ・不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、役員会において定期的に報告し意見を述べる。